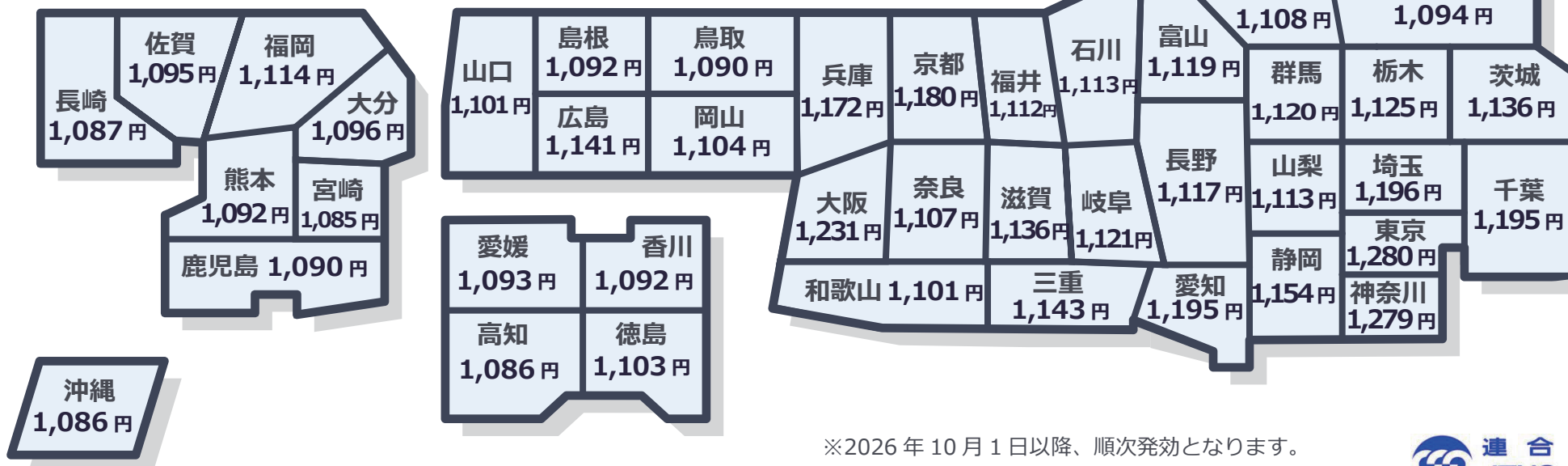


■ 2026年度地域別最低賃金額



いくらかな？
労働者も使用者も
要チェック！

時給がこの金額を
下回ると
最低賃金法違反！



※2026年10月1日以降、順次発効となります。
発効日は、都道府県によって異なります。